



城里まち戦第136号

令和2年2月28日

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

理事長 大東 和美 様

城里町長 上遠野 修



令和2年1月30日付スポーツ振興くじ助成に係る是正のための措置命令に関する
回答および質問書

標記通知に関し、以下の通り回答し、質問をいたします。

当町は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「貴センター」という)のご指導を受け、七会町民センターグラウンドが地域住民の身近なスポーツの場となるよう、あらゆる努力をして参りました。そのことについて、着実に実績をあげておりますので、そのことについて十分に説明し、誤解を解いた上で、適切な判断を頂きたく、お願いを申し上げます。

1 スポーツ振興くじ助成金の交付要件について

(1) 着実な住民利用の増加について

当町は「少年から高齢者までがスポーツ・レクレーション活動を行う」ことを目的として、七会町民センターのグラウンド2面のうち、1面について貴センターの助成金を申請し、交付の決定を頂きました。その後、貴センターのご指導もあり、利用者の安全面も考慮して2面のグラウンドを分割するフェンスを2019年1月に購入し、地域住民の利用を促進し、その後の1年間で着実に実績を増加させて参りました。

フェンスを設置してF C水戸と地域住民が同時にA面とB面を分割して利用を行っておりますので、別添のいくつかの写真でご確認ください。

【高齢者グラウンドゴルフ】

高齢者の利用については、2019年6月より毎週火曜日に高齢者のグラウンドゴルフが行われています。第一・第三火曜日はグラウンドゴルフ教室(公民館講座)を行い、第二・第四・第五火曜日は、グラウンドゴルフ向け無料開放が始まりました。

グラウンドゴルフ教室(公民館講座)は、毎回30名程度が参加し、これまでに10回を実施し、累計265名が参加いたしました。

グラウンドゴルフ向け無料開放も大変な人気で毎回参加者が多いため、2019年11月からは、第一・第三木曜日もグラウンドゴルフ向け無料開放日に追加をしました。これまでに、14回実施し、169名が参加しました。

また、年2回グラウンドゴルフ大会を開催し、合計で407名の参加がありました。

各グラウンドゴルフ団体の予約利用も含め2018年と2019年を比較すると、利用時間

で11.6倍、利用人数で22.3倍となりました。

2020年はグラウンドゴルフ教室および無料開放の時間を更に2019年の1.5倍に増やす予定です。高齢者がグラウンドゴルフを楽しむ様子を写した写真や利用受付簿などを添付いたしますので、どうぞご確認下さい。

【中学校サッカー部の利用】

地元の中学校（常北中・桂中）のサッカー部の練習および試合のため、毎月3回程度の利用が行われています。それぞれの中学校から距離があり自家用車またはバスで移動する必要があるため、平日の利用はできず、土日祝日に利用をしています。近隣の中学校のサッカー部を招待して小規模なリーグ戦を行うこともあり、その際は、貴センターの助成を受けていない部分もあわせて2面全体を使って同時に2試合を行うこともあります。

2018年は6回、413名の利用でしたが、2019年は、37回、2,161名の利用となり、利用回数で6.1倍、利用人数で5.2倍となりました。

天然芝のサッカー場で練習や試合をできることについて、当町中学生だけでなく、試合相手として招待された近隣市町村の中学生からも大変喜ばれております。中学生が利用している様子の写真等を提出いたしますので、ぜひご確認下さい。

【その他、サッカー大会やラグビー体験などイベントによる利用】

当グラウンドでは、少年サッカーから女子サッカー、ラグビー（タッチフット）、障害者スポーツなど多彩なスポーツイベントが開催されています。開催回数は、年間15回に上り、参加者数は2,141名になります。

こうしたイベントを通して、スポーツを楽しむ社会の実現に大きく貢献しています。

また、イベント参加者の中には、初めて当町を訪れた方も多く、過疎に悩む当グラウンド周辺地域の活性化にも大きく寄与しています。

イベントなどの予約がない時間帯を利用して、年間106.4時間の無料開放も実施し、509名の利用がありました。

芝生のグラウンドの利用の仕方は多様です。微笑ましい様子を含め写真等で示しますので、ご覧下さい。

【まとめ】

2019年の当グラウンドにおいて、地域住民は、合計5,863名・482.7時間・139回・60団体の利用となりました。この実績は平成30年3月30日に提出した実績報告書の利用状況の見込み数と同等となっています。詳細については「別添資料」等をご覧ください。

以上の実績数値と写真等から、地域住民の身近なスポーツ活動の場として「少年から高齢者までがスポーツ・レクリエーション活動を行う」という助成目的および実績報告書の利用見込みが達成されていることが、ご理解頂けたものと確信いたします。

(2) 助成金の除外条件について

【交付要綱および実施要綱の記載】

貴センターの平成29年度スポーツ振興くじ助成金に当町は申請を行い、交付の決定を頂いております。平成29年度の助成金募集の手引き14ページには、交付要綱第2条第2項、実施要領第5条第2項に基づく助成金の除外条件が記載されています。「助成対象とならない事業」として、収入総額が支出総額を上回る事業など、ア～カの6項目があげられています。しかし、助成金の除外条件として、「プロサッカーチームが使用した場合、助成金を除外する」ことを意味する記載は一切ありません。平成30年度以降の募集要項に新たに除外要件を加えたとしても、当町が申請した時点でそのような除外条件がなかった事実は変わりません。また、過去に貴センターの助成金を受けて整備された芝生のグラウンドを、Jリーグのチームが練習に利用している事例も全国的に複数存在すると聞き込んでおります。そのようなことから、当町としては、当グラウンドが助成金の除外条件に当てはまることはないと考えております。

【助成金交付申請にあたっての経緯について】

当町では、当初から2面のグラウンドのうち、1面のみを助成金の対象として申請しています。また、FC水戸のクラブハウスが併設されることが申請書類上も明らかであるため、助成金を受けるグラウンドについてもある程度はFC水戸の利用があることを窓口で相談の上、助成金を申請しています。相談内容は記録として書類が残っており、助成を受けたグラウンドについて公平に予約できれば問題ないとの回答を頂き、助成金の申請に至っております。交付要綱第4条において、「理事長は条件を付して交付決定をすることができる」とされており、理事長がそのような権限を有するにも関わらず、一定程度はFC水戸が利用することが明らかであるのに、一切の条件を付さずに交付決定がされております。無条件の交付決定書を頂いたことから、当町としてはFC水戸がグラウンドを一定程度の利用をすることを問題としておりませんでした。

このような経緯から、事後的な突然の方針転換に困惑しております。貴職におかれましては、どうか冷静に行政機関としての事務執行の公正さとは何かについて、再考されるようお願い申し上げます。

(3) 過去に発出された通知との整合性について

当グラウンドが助成金の除外条件に当てはまらないことは明らかになりましたが、一方で助成の趣旨である「地域住民の身近なスポーツの場となっているか」の判断基準についても、文書により議論が行われてきました。その結果、貴センタースポーツ振興事業部長名での通知により以下のように整理されました。

① グラウンドの予約方法や運用方法ではなく、あくまで、実際の地域住民の利用実績によって、地域住民の身近なスポーツの場となっているか判断する

【根拠】 貴センター 平成 30 年 12 月 4 日通知 別紙 2 頁 25 行目から 28 行目

② F C 水戸が一時的に利用することを妨げるものではない

【根拠】 貴センター 平成 30 年 12 月 4 日通知 別紙 3 頁 4 行目

【根拠】 貴センター 平成 31 年 1 月 16 日通知 別紙 1 頁 2 行目から 3 行目

③ F C 水戸が使用している時間は、「目的外利用時間」とみなす

【根拠】 貴センター 平成 30 年 12 月 4 日通知 別紙 3 頁 9 行目から 10 行目

【根拠】 貴センター 平成 31 年 1 月 16 日通知 別紙 1 頁 10 行目から 11 行目

④ 年間において「目的外利用時間」が目的に従った利用時間を上回った場合は、交付要綱に違反したものとみなす

【根拠】 貴センター 平成 30 年 12 月 4 日通知 別紙 3 頁 11 行目から 15 行目

貴センター 平成 31 年 1 月 16 日通知 別紙 1 頁 12 行目から 16 行目

⑤ グラウンド芝生化事業のみならず、大型スポーツ用品の設置についても同様の基準で判断する

貴センターも行政機関でありますから、少なくとも自らが公文書で通知した基準を遵守すべきと考えます。2019 年 5 月 24 日付けの貴センタースポーツ振興事業部長の通知では、突然に F C 水戸の利用時間帯や地域住民の月別利用日数や月別利用時間が判断基準として述べられていますが、根拠がありませんでした。月別の利用は季節変動がありますので、「年間の利用時間数」で判断されるのが公平・適切です。

今回の通知では、F C 水戸との新たな協定の締結や時間帯別の利用実績を求めるなど、助成金事業の目的達成に必要な裁量権の限度を逸脱した命令が見受けられます。

サッカーくじの交付金は法令により国民から貴センターに預けられ、その執行を託されているものであります。交付を受ける団体は国民により構成されるものでありますから、交付にあたっての判断基準の議論において、貴センターと交付を受ける団体は、対等の立場であるべきであり、一度示された判断基準が一方的に変更されてはなりません。上記のような判断基準が整理され、2 面のグラウンドを区切る防球ネットの配置が完了したのが、昨年 1 月の下旬でありますから、(1) その時点から 1 年間、または、(2) 2019 年度 1 年間の利用時間の実績報告を待って判断するのが、適切です。

今回、グラウンドを区切る防球ネットの配置から 1 年が経ち、別添資料⑥に示される通り、地域住民利用が 482 時間に対し、目的外利用時間（F C 水戸利用）が 295 時間となり、交付要綱に違反しないことが明らかになりました。

なお、スポーツ基本計画において、「する」ことだけでなく、「みる」こともスポーツ参

画に含まれることが明確に記載され、貴センター「中間目標」においても、スポーツ参画人口の拡大が目標として掲げられていることから、F C水戸が練習を公開し地域住民がそれを観戦している時間は「みる」という形で地域住民がスポーツに参画しているため、本来はこれを目的外利用時間とみなすべきではありません。プロスポーツを観戦する機会のなかった過疎地に、新たにプロスポーツ観戦の機会を生み出したことは、「みる」ことを通して「地域住民の身近なスポーツの場」となっていると解するのが適切です。このように解した場合、目的外利用とみなされるべきF C水戸の利用時間は非公開練習の時間のみとなり、今回報告の295時間からさらに大幅に少なくなります。

貴職は、地域住民の身近なスポーツ活動の場として「少年から高齢者までがスポーツ・レクリエーション活動を行う」という助成目的によって、当グラウンドへの助成金交付を決定いたしました。前述したとおり、2019年において、地域住民の利用は、合計5,863名・482.7時間・139回利用・60団体利用という実績をあげたわけですから、F C水戸が利用しているという理由だけで助成対象から除外するのは、到底承服できません。すみやかな助成金の支払いを求めます。

2 令和2年1月30日付け理事長通知について

(1) 「地域住民の身近なスポーツの場」としての判断基準

当グラウンドが①～⑤の状況により「地域住民の身近なスポーツの場」となっていないと判断されていますが、その判断基準が合理的ではありません。

①～⑤はすべてF C水戸の利用についての在り方についてばかりが議論されています。

議論を要約すると「F C水戸が利用しているから、地域住民の身近なスポーツの場でない」ということですが、理由と結論が結びついておらず、論理の飛躍があります。「地域住民の利用がないから、地域住民の身近なスポーツの場でない」とすれば、理由と結論が結びつき論理の飛躍はありません。

例えば、「F C水戸が全く使っていないが、地域住民の利用も少ない」グラウンドは地域住民の身近なスポーツの場とは言えないでしょう。「F C水戸が利用していたとしても、地域住民がたくさん利用しており、利用時間も地域住民の方が多い」グラウンドは、地域住民の身近なスポーツの場となっていると言えるでしょう。

「地域住民の身近なスポーツの場」と言えるかどうかは、貴センターの平成30年12月4日付け通知文の別紙2頁25行目から28行目に記載がある通り、「グラウンドの予約方法や運用方法ではなく、あくまで、実際の地域住民の利用実績によって、地域住民の身近なスポーツの場となっているか判断する」のが論理的にも筋が通り、誰からも納得のいく基準といえるでしょう。利用実績以外の複数の判断基準が後から付け加えられることが認められては、主観的あるいは恣意的な判断が行われる恐れがあり、公平性が求められる行政の事務執行として適切ではありません。公文書を発出するたびに、「地域住民の身近

なスポーツの場」と認める判断基準について、異なる基準が示されたり、新たな基準が付け加えられたりしています。貴センター自らが示した基準の再確認をして下さい。

(2) 是正のための措置について

交付要綱第14条第1項は、次のように記載されています。

14条 理事長は、第12条第1項の報告を受けた場合において、その実績が、助成金の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に命ずることができる。

公的な団体の理事長には無制限の裁量権が認められているわけではありません。交付要綱第14条により、理事長の是正措置命令は、事前に付した条件が守られないときに、条件を守らせるために発動することが許されています。一方、前述の通り、当グラウンドについては、平成30年2月23日付けの助成金の交付決定にあたり、付された条件はありません。

特定の団体の使用を制限することが必要であるなど、交付にあたっての条件を付けずに交付決定をしたにも関わらず、2年も経過してから、FC水戸の利用だけを個別に制限するように団体間の契約内容にまで踏み込んで詳細かつ具体的な命令をすることは、理事長が交付要綱第14条で与えられた権限を逸脱していることとなります。理事長も交付要綱を遵守する必要があります。交付要綱に違反した是正命令でありますので、無効であると理解します。理事長が交付要綱に違反していると指摘されるのは好ましくありませんので、今回の是正命令を一度取り下げて頂きますように意見具申いたします。今回の是正命令の取り下げなど適切な対応が行われない場合、貴センターに不正の行為があったとして、独立行政法人通則法第35条の3に基づき、文部科学大臣が貴センターに対して是正命令を発出するように通報することも含めて毅然たる対応を考えています。

また、要綱第15条に定めるとの条件にも該当しないため、交付決定を取り消すことはできないと解します。どうか冷静に再考され、適切な判断をお願い申し上げます。

なお、FC水戸にグラウンド2面の優先利用権を与えておりませんので、Jリーグへの提出書類を訂正するようにFC水戸に強く申し入れます。ご指摘に感謝します。

さらに、FC水戸の当グラウンド使用料が、年額800万円であることとグラウンドの優先利用については関係はございませんので申し添えます。条例で一般的に定めた料金を超える料金を支払っていただくため、個別の協定で年間利用料金を定めたものです。

3 貴センターが達成すべき「中期目標」と早期の助成金の支払いについて

(1) グラウンド芝生化事業の成果についての開示請求

平成 30 年 3 月 1 日付けで文部科学省が定めた貴センターの達成すべき「中期目標」のなかでは、スポーツ振興助成制度の目標について次のように記載されています。

<評価指標>

- ・スポーツ振興くじによる助成により、助成した事業の「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口を前年度比で増加させる

貴センターは、独立行政法人通則法 第 3 条に基づき、この「中期目標」の達成に向けて、適正かつ効率的にその業務を運営する努力義務が課されています。

この中期目標に対して、当グラウンドの実績はどのように位置づけられるでしょうか。

当グラウンドは、芝生化前の 2016 年の利用人数が年間で 737 名、利用時間が 16 時間でしたが、2019 年には利用人数が 5,863 名、利用時間が 482.7 時間となり、人数が 7.9 倍、時間が 30 倍へと飛躍的に増加しています。この利用人数は、スポーツを「する」人数に該当しますが、スポーツ基本計画および貴センター「中期目標」に掲げられているスポーツ参画人口の定義は、スポーツを「みる」人数を含むため、2019 年の実績では 6,997 人の見学者が追加され、2019 年の当グラウンドのスポーツ参画人口は 12,860 人となります。これは芝生化前の 737 名に比較して、スポーツ参画人口がなんと 17.4 倍に増加したことを意味します。

このように当グラウンドにおいては、著しくスポーツ参画人口が顕著に増加しているため、当グラウンドへ助成を行うことは、中間目標の達成に向けて、適正かつ効率的な業務を行うことになります。逆に、これほどのスポーツ参画人口の増加の実績を上げた施設に対して、正当な理由や手続きもなく助成金の交付決定を取り消すことは、独立行政法人通則法 第 3 条の「適正かつ効率的な業務を行う努力義務」違反に該当することが明らかです。このような明かな違反行為を行うことがないよう、冷静に再考されるようお願い申し上げます。

また、過去 3 年間に天然芝生化新設を目的として貴センターの助成金の交付を受けた施設が、スポーツ参画人口の増加にどの程度寄与しているかを確認するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記の法人文書の開示を請求します。

(ア)天然芝生化新設事業を目的として、過去 3 年間にスポーツ振興くじ助成金の交付を受けたすべての団体が提出した以下の書類

- ①スポーツ振興くじ助成金交付申請書(別記様式第 1-1)、事業計画一覧表、事業計画書
- ②スポーツ振興くじ助成金に係る助成事業実績報告書(別記様式第 8)、事業報告書

- (イ)天然芝生化新設事業を目的として、過去3年間にスポーツ振興くじ助成金の交付を受けたすべての施設におけるスポーツ参画人口(「する」「みる」「ささえる」)について、芝生化前の参画人口と芝生化後の参画人口が確認できる資料

所定の法人文書開示請求書も添付しますので、法令に従い、本日より30日以内に写しの送付を求めます。

(2) グラウンド芝生化事業の成果についての質問

国民に対する説明責任を果たすため、法人文書の開示とともに、以下4点の質問に対して、ご回答頂きますようお願い申し上げます。

- ①貴センターが過去3年間に助成したグラウンド芝生化事業において、芝生化前後で利用者および利用時間の増加率の平均値は、何%でしょうか。
- ②貴センターが過去3年間に助成したグラウンド芝生化事業において、当グラウンドの利用増加率(人数790%、時間3,000%)を下回る施設はいくつありますか。
- ③貴センターが過去3年間に助成したグラウンド芝生化事業において、芝生化前後でスポーツ参画人口の増加率の平均値は、何%でしょうか。
- ④貴センターが過去3年間に助成したグラウンド芝生化事業において、当グラウンドのスポーツ参画人口増加率(1,740%)を下回る施設はいくつありますか。

(3) 早期の助成金の支払いについて

2019年の地域住民の利用実績については、添付文書の通りです。利用人数・利用時間等について、十分な実績をあげ、地域住民の身近なスポーツ活動の場として「少年から高齢者までがスポーツ・レクリエーション活動を行う」という助成目的が達成されていることは疑いありません。この点、冷静に判断され、助成金の額の確定をすみやかに言い、支払い手続きを進めるといふご英断をなさるようお願い申し上げます。

以上

『添付書類』

- ・別添資料①・・・七会町民センターグラウンド(A面)【一般利用】集計表
- ・別添資料②・・・七会町民センターグラウンド(A面)【FC水戸利用】集計表
- ・別添資料③・・・グラウンド無料開放受付簿
- ・別添資料④・・・グラウンドゴルフ無料開放受付簿
- ・別添資料⑤・・・七会町民センターグラウンド(A面)一般利用写真
- ・別添資料⑥・・・2019年グラウンド(A面)実績一覧
- ・別添資料⑦・・・七会町民センターグラウンド利用団体一覧
- ・別添資料⑧・・・当グラウンド「みる」スポーツ参画人口(スポーツ観戦人口)
- ・別添資料⑨・・・当グラウンドスポーツ観戦状況写真



法人文書開示請求書

令和2年2月28日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

氏名又は名称(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

城里町長 上遠野



住所又は居所(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒311-4391 茨城県東茨城郡城里町石塚 1428-25

連絡先(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所又は居所・氏名)

城里町役場 まちづくり戦略課 係長 小川(おがわ)

連絡先電話番号 029(288)3111

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

(1) 天然芝生化新設事業を目的として、過去3年間にスポーツ振興くじ助成金の交付を受けたすべての団体が提出した以下の書類

①スポーツ振興くじ助成金交付申請書(別記様式第1-1)、事業計画一覧表、事業計画書

②スポーツ振興くじ助成金に係る助成事業実績報告書(別記様式第8)、事業報告書

(2) 天然芝生化新設事業を目的として、過去3年間にスポーツ振興くじ助成金の交付を受けたすべての施設におけるスポーツ参画人口(「する」「みる」「ささえる」)について、芝生化前の参画人口と芝生化後の参画人口および増加率を示す資料

2 求める開示の実施の方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 情報公開室における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他()

<実施の希望日・時刻>

イ 写しの送付を希望する

(※以下の欄は記入しないでください。)

(受付印)

